

生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成23年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市水道局決裁規程の一部を改正する規程

生駒市水道局決裁規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第17号中「50万円未満」を「50万円以上100万円未満」に改める。

第4条の2第9号中「30万円未満」を「50万円以上75万円未満」に改める。

第6条第8号中「10万円未満」を「50万円未満」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。